様式第十四の備考12く中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

様式第十六の備考１中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは「５　補正命令の日付」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する」に改める。

様式第十八の備考15中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する」に改める。

（商標法施行規則の１部改正）

第五条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の１部を次のように改正する。

様式第二の備考５中「納付したときは」を「納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第５条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは」に、「電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第２号の２書式」を「歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の６に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

様式第十一の備考３中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「歳入関係事務特例省令別紙２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは「５　証拠方法」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する」に改める。

様式第十五の二の備考12中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改め、「一の納付書」の下に「又は納付番号」を加え、同様式の備考13く中「納付するときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改め、「一の納付書」の下に「又は納付番号」を加える。

様式第十七の備考９中「納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【納付の表示】）」（備考10に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する」に改める。

附則様式第二の備考２中「納付したときは、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、納付書によるときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規定」という。）別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「５　譲渡人代理人」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する」に改め、「一の納付書」の下に「又は納付番号」を加える。

附則様式第六の備考１中「納付したときは」を「納付した場合であつて、納付書によるときは」に、「電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第２号の２書式」を「歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する」に改める。

（商標登録令施行規則の１部改正）

第六条　商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）の１部を次のように改正する。

様式第六の備考４中「第76条第７項ただし書」を「第76条第６項ただし書」に、「納付したときは、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号）第５条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成２年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の６に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「４　申請人（商標権者）」の欄の次に「５　納付番号」（代理人によるときは、「５　代理人」の欄の次に「６　納付番号」）の欄を設け、納付番号を記載する」に改める。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の１部改正）

第七条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の１部を次のように改正する。

様式第十八の備考１中「納付したときは、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第２号の２書式」を「納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第５条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第４号12書式」に、「用紙にはる」を「用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の６に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（６　追加納付の金額）」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する」に改める。

様式第二十九及び様式第二十九の二中「並びに様式第７の備考13」を「、様式第７の備考13並びに様式第18の備考１」に改める。

（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の１部改正）

第八条　工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）を次のように改正する。

第二条第１項中「第五十１号から第五十三号まで」を「第五十四号から第五十六号まで」に改める。

第四条第二項中「歳入徴収官事務規定（昭和二十七年大蔵省令第百四十１号）」を「歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十１号）」に改める。

第六条中「歳入徴収官事務規定」を「歳入徴収官事務規程」に改める。

附　則

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。